「製品安全に関する自主行動計画」

平成１９年 ３ 月 ９ 日
（社）日本ガス石油機器工業会

（社）日本ガス石油機器工業会は、会員企業が製品安全に前向きに取り組み、消費者から信頼される業界を醸成するために、引き続き「消費者重視」の視点に立ち、以下の活動をより一層強化することにより、ガス・石油機器の安全確保に貢献します。

１．国の「製造事業者による製品安全自主行動指針」に基づき、会員企業のためのガス・石油機器に係る『製品安全自主行動計画策定ガイドライン』を作成するとともに、その後の継続的な活動を支援します。

２．製品事故等（不具合、苦情、類似製品の事故を含む。）の情報を収集・集約し、公表するとともに、再発防止策の検討を行い、必要に応じ各種施策を実施します。

３．国、関連機関との密接な連携を保つことにより、製品事故報告制度の適正な運用を期します。

４．業界として、消費者に対するガス・石油機器の正しい使い方の啓発や誤使用に関する情報提供などを通じ、「製品安全文化」の定着に貢献するよう努めます。

ガス・石油機器に係る『製品安全自主行動計画策定ガイドライン』

このガイドラインは、「製品安全に関する自主行動計画」に基づき、会員による自社の「製品安全自主行動計画(以下、行動計画という。)」の策定を支援するために作成するものです。

各会員においては、自社の行動計画を策定するにあたり、実効性を高め、自社製品の安全性に対する消費者の信頼を確保するため、以下の事項を十分に勘案し、反映することが望まれます。

各会員は、国の「製造事業者に係る自主行動指針」及びこのガイドラインを参考の上、自社独自の製品安全確保に関するノウハウを盛り込み、行動計画を策定して下さい。

また、このガイドライン制定の主旨を関連する修理・設置工事事業者並びに販売事業者にご理解いただくために、幅広くご周知下さい。

会員の行動計画は、トップマネジメントが率先して、ＰＤＣＡ（ Plan→Do→Check→Action)サイクルを利用して、定期的な点検と必要な見直しを行っていくことが望まれます。

《１》企業トップの意識の明確化について

１．消費者に安全な製品を供給し、安全･安心な社会を構築するといった社会的責任を十分に認識し、経営の基本方針に「消費者重視」「製品安全の確保」を掲げ、経営者自らの言葉として、その方針を具体化したメッセージを社員に発すること。

２．会社法の内部統制システム構築の一環として取締役会で議決し、策定した旨を対外的にも開示すること。

《２》体制整備及び取組について

別に定める『ガス・石油機器　製品事故対策マニュアル』、『製品事故　公表ガイドライン』並びに経済産業省の発行する『リコールハンドブック』(平成 19 年 4 月発行予定)を積極的に参照、活用すること。

１．リスク管理体制の整備

（１）誤使用も含めた製品の使用に伴うリスクの洗い出しを行い、そのリスクを評価し、その結果を製品の設計、部品、警告ラベル、取扱説明書にフィードバックする等、継続的な製品安全向上に努めること。

（２）修理・設置に伴う不具合情報を基に修理・設置説明書にフィードバックすることなどにより、継続的に製品安全を向上させること。

（３）製品の安全基準、品質管理、原材料や部材の調達、製品の製造、製品の販売等において、社内の部署を横断的に指示できる権限を有する製品安全担当部署を設置すること。

（４）重大製品事故等の発生等により消費者が大きな被害を受ける場面を想定し、事故情報の収集、伝達・開示及び、是正（製品回収等）の各種マニュアルを策定し、実効性ある緊急時の体制を整備すること。

（５）法令遵守の周知徹底を図るための教育・研修体制を整備するとともに、本自主行動計画の実効性が確保されているかどうか、定期的に内部監査等によりモニタ

リングを実施すること。また、教育・研修やモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ、各種マニュアル、体制、内部監査手法等を見直すこと。

２．情報の収集・伝達・開示等の取組について

（１）製品事故等（不具合、苦情、類似製品の事故を含む。）の情報について、消費者、販売事業者、修理・設置工事事業者及びグループ企業、業界団体等からの積極的な収集体制を整備すること。その際、消費者、販売事業者、修理・設置工事事業者から見て受付窓口を明確にするなどの体制を整備すること。

（２）製品事故等の情報について、社内への伝達体制を整備し、情報を入手した部署は直ちに経営トップ等に伝達すること。

（３）製品事故等の情報について、消費者の安全・安心を第一として迅速、かつ、適切に、消費者、販売事業者等に、開示できるような体制を整備する。また、修理・設置工事事業者及びグループ企業等の社外の関係者との間で情報を共有し、共用できるような体制を整備すること。

（４）製品事故等の情報を提供した販売事業者や同一製品を扱う取引先販売事業者に対し、当該事故情報に対する是正策をフィードバックすること。

（５）国への報告義務となっていない重大製品事故以外の製品事故等についても積極的に(独)製品評価技術基盤機構及び(社)日本ガス石油機器工業会へ報告すること。

（６）消費者に対して、製品の正しい使い方を啓発、周知するとともに、製品の誤使用に関する情報の提供や、国等が主催する啓発活動に対し、積極的に参画することなどを通じ、製品安全文化の定着に貢献すること。

３．販売部門（事業者）、修理・設置工事部門（事業者）等の取組について

（１）修理・設置工事は、法令・基準等を遵守し、製造事業者の定める説明書等に従うこと。また、安全レベルが低下する修理・設置工事は、消費者の希望があったとしても絶対に行わないなど、修理・施工者の品位・モラルを維持すること。

（２）修理・設置工事者及び販売事業者は、製品事故等の情報を製造事業者にフィードバックするなどにより、継続的に製品安全に努める。

（３）修理・設置工事者及び販売事業者は、製造事業者が行う製品の是正（修理、回収等）に協力すること。

（４）販売部門（事業者）は、製造事業者と共に、消費者に対して、製品の正しい使い方を啓発、周知すること。

以　上